

市区町村名：板野郡北島町

鳴門税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
え	江尻	市街化区域	—	路線	市比準	市比準	—	—	—	—
		市街化調整区域								
		1 町道3号線沿い及び町道5号線沿い								
		(1) 農業振興地域内の農用地区域		—	純 28	純 43	—	—		
		(2) 上記以外の地域	50	1.1	中 37	中 60	—	—		
		2 上記以外の地域								
		(1) 農業振興地域内の農用地区域		—	純 18	純 24	—	—		
		(2) 上記以外の地域	50	1.1	中 24	中 36	—	—		
		市街化区域	—	路線	市比準	市比準	—	—		
		市街化調整区域								
き	北村	市街化区域	—	路線	市比準	市比準	—	—		
		市街化調整区域								
		1 県道徳島鳴門線沿い								
		(1) 農業振興地域内の農用地区域		—	純 42	純 58	—	—		
		(2) 上記以外の地域	50	1.1	中 53	中 82	—	—		
		2 町道2号線沿い及び町道9号線沿い								
		(1) 農業振興地域内の農用地区域		—	純 24	純 39	—	—		
		(2) 上記以外の地域	50	1.1	中 32	中 57	—	—		
		3 上記以外の地域								
		(1) 農業振興地域内の農用地区域		—	純 15	純 21	—	—		
		(2) 上記以外の地域	50	1.1	中 21	中 32	—	—		
し	新喜来	市街化区域	—	路線	市比準	市比準	—	—		
		市街化調整区域								
		1 県道沿い及び町道6号線沿い	50	1.1	中 37	中 55	—	—		
		2 上記以外の地域	50	1.1	中 23	中 41	—	—		
		市街化区域	—	路線	市比準	市比準	—	—		
た	鯛浜	市街化区域	—	路線	市比準	市比準	—	—		
		市街化調整区域								
		1 県道沿い及び町道3号線沿い								
		(1) 農業振興地域内の農用地区域		—	純 27	純 43	—	—		
		(2) 上記以外の地域	50	1.1	中 31	中 51	—	—		

市区町村名：板野郡北島町

鳴門税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適 用 地 域 名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
た	鯛浜	2 上記以外の地域	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		(1) 農業振興地域内の農用地区域		一純	13純	22	—	—		
	高房	(2) 上記以外の地域	50	1.1	中	21中	35	—	—	
		市街化区域	—	路線	市比準	市比準	—	—		
		市街化調整区域								
		1 県道沿い、町道 5 号線沿い及び町道 6 号線沿い								
		(1) 農業振興地域内の農用地区域		一純	27純	42	—	—		
		(2) 上記以外の地域	50	1.1	中	37中	61	—	—	
		2 上記以外の地域								
		(1) 農業振興地域内の農用地区域		一純	17純	26	—	—		
		(2) 上記以外の地域	50	1.1	中	25中	40	—	—	
		市街化区域	—	路線	市比準	市比準	—	—		
		市街化調整区域								
		1 農業振興地域内の農用地区域		一純	16純	21	—	—		
		2 上記以外の地域	50	1.1	中	23中	38	—	—	
	太郎八須	市街化区域	—	路線	市比準	市比準	—	—		
		市街化調整区域								
		1 農業振興地域内の農用地区域		一純	16純	21	—	—		
		2 上記以外の地域	50	1.1	中	23中	38	—	—	
な	中村	市街化区域	—	路線	市比準	市比準	—	—		
		市街化調整区域								
		1 県道松茂吉野線沿い及び県道徳島鳴門線沿い								
		(1) 農業振興地域内の農用地区域		一純	44純	63	—	—		
		(2) 上記以外の地域	50	1.1	中	54中	82	—	—	
		2 町道 2 号線沿い及び町道 7 号線沿い（県道徳島鳴門線沿いを除く）								
		(1) 農業振興地域内の農用地区域		一純	29純	43	—	—		
		(2) 上記以外の地域	50	1.1	中	38中	59	—	—	
		3 上記以外の地域								
		(1) 農業振興地域内の農用地区域		一純	18純	24	—	—		
		(2) 上記以外の地域	50	1.1	中	22中	35	—	—	